

令和8年度前橋市銃猟免許取得等事業補助金交付要項

令和8年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所農政課有害鳥獣対策係（大胡支所内） 電話 027-225-7105（直通） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp</p>

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	有害鳥獣による生活環境被害や、農作物等の被害減少に取り組む農業者等に対し、銃猟免許取得及び猟銃所持許可取得に係る受験料等の一部費用を補助することにより、有害鳥獣捕獲従事者を確保し有害鳥獣による生活環境被害及び、農作物の被害を減少させることを目的とする。
内容	<p>補助対象者</p> <p>この補助金の補助対象者は、次の全てに該当する者としします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市に住民登録している者 2 有害鳥獣による農作物等の被害の減少に取り組む農業者等 3 銃猟免許を取得した者で、群馬県公安委員会の発行する猟銃所持許可証（用途：狩猟用）の交付を受け、管轄警察署で猟銃・空気銃の確認を受けてから1年以内の者 <p>○ 暴力団排除に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと
交付の対象となる事業及び	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象事業 銃猟免許取得及び猟銃所持許可取得事業

	対象経費	<p>2 対象経費</p> <p>(1) 第1種・第2種銃猟免許受験手数料及び診断書代(上限5,000円)</p> <p>(2) 銃等講習受講申込手数料</p> <p>(3) 銃用火薬類等譲受許可申請手数料</p> <p>(4) 銃・空気銃所持許可申請手続きに伴う教習資格認定申請手数料、住民票交付手数料、身分証明書交付手数料及び診断書代(上限5,000円)</p> <p>(5) 銃・空気所持許可申請手数料及び診断書代(上限5,000円)</p> <p>(6) 射撃教習受講・考査受験費用</p>
	交付金額	<p>上限80,000円(1名につき)</p> <p>補助額は、上記対象経費の合計金額を補助します。</p>
	交付条件	<p>1 補助対象者は、有害鳥獣捕獲業務に従事するため、補助金受領後1年以内に本市内の何れかの猟友会に入会することとし、その旨を記した誓約書を提出すること。</p> <p>2 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則交付規則(平成10年前橋市規則第34号)、この要項及び交付決定兼確定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
交付申請の 方法、時期等 の 手 続 等	交付申請の方法、時期等	<p>令和9年3月15日までに、次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です(請求も同じです。)。予算の上限に達した場合、年度内であっても補助を終了する場合があります。</p> <p>1 交付申請兼実績報告書兼誓約書</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 銃猟免許状の写し</p> <p>(2) 銃等所持許可証の写し</p> <p>(3) その他許可証交付までに要した対象経費に係る領収書の写し</p> <p>(4) 誓約書</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の時期等	<p>交付申請関係書類の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に交付の可否、金額、条件等を決定し、交付決定兼確定通知書により通知します。</p>
	請求の方法、支払時期等	<p>1 補助金額が確定した後に、補助金交付請求書により請求してください。</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
	交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全額又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他の不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p>

		<p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p>
	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 交付申請兼実績報告書兼誓約書(様式第1号)</p> <p>2 交付決定兼確定通知書(様式第2号)</p> <p>3 補助金交付請求書(様式第3号)</p> <p>4 誓約書(様式第4号)</p>